

高森高原風力発電事業（仮称）
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 3 月

岩 手 県

< 目 次 >

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
(1) 公告の日	2
(2) 公告の方法	2
(3) 開催日時	2
(4) 開催場所	2
(5) 来場者数	2
3 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

環境影響評価法（以下「法」という。）第16条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧するとともに、インターネットの利用により公表したものを。

(1) 公告の日

平成27年2月6日（金）

(2) 公告の方法

① 岩手県報への掲載による公告

- 平成27年2月6日（金）付けの岩手県報に掲載

[別紙1-1～別紙1-3参照]

② インターネットによるお知らせ

- 平成27年2月6日（金）より、岩手県ホームページに掲載
<http://www.pref.iwate.jp/>

[別紙2-1～別紙2-4参照]

③ その他の方法によるお知らせ

- 二戸市 広報紙
（平成27年2月15日発行「広報にのへーお知らせ版ー 2015.2.15 No.220」）
- 一戸町 広報紙
（平成27年2月13日発行「広報いちのへー Feb.2015 No.631」）

[別紙3参照]

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎3箇所及び岩手県企業局の計4箇所並びにインターネットの利用により縦覧を実施したものを。

① 関係自治体庁舎等（4箇所）

- 二戸市役所 政策推進課（岩手県二戸市福岡字川又47）
- 二戸市浄法寺総合支所 地域課（岩手県二戸市浄法寺町下前田37-4）
- 一戸町役場 まちづくり課（岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9）
- 岩手県企業局 業務課（岩手県盛岡市内丸11-1）

② インターネットの利用による閲覧

- 岩手県ホームページに掲載（<http://www.pref.iwate.jp/>）

(4) 縦覧期間

① 関係自治体庁舎等

- 縦覧期間：平成27年2月6日（金）から平成27年3月9日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く）
- 縦覧時間：午前8時30分から午後5時まで

② インターネットの利用による閲覧（意見書提出期間中）

- 平成27年2月6日（金）から平成27年3月23日（月）まで（常時閲覧可能）

(5) 縦覧者数

① 関係自治体庁舎等

- 縦覧者数は1名（二戸市浄法寺総合支所のみ）

② インターネットの利用による閲覧

- アクセス件数は1,051件

2 環境影響評価準備書についての説明会の開催

法第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を、二戸市 1 箇所及び一戸町 1 箇所の計 2 箇所において開催したもの。

(1) 公告の日

平成 27 年 2 月 6 日（金）

(2) 公告の方法

① 岩手県報への掲載による公告

- 平成 27 年 2 月 6 日（金）付けの岩手県報に掲載

[別紙 1-1～別紙 1-2 及び別紙 1-4 参照]

② インターネットによるお知らせ

- 平成 27 年 2 月 6 日（金）より、岩手県ホームページに掲載
<http://www.pref.iwate.jp/>

[別紙 2-1～別紙 2-4 参照]

③ その他の方法によるお知らせ

- 二戸市 広報紙
(平成 27 年 2 月 15 日発行「広報にのへ ーお知らせ版ー 2015. 2. 15 No. 220」)
- 一戸町 広報紙
(平成 27 年 2 月 13 日発行「広報いちのへ Feb. 2015 No. 631」)

[別紙 3 参照]

(3) 開催日時

① 二戸市

- 平成 27 年 2 月 23 日（月） 午後 6 時～午後 6 時 45 分

② 一戸町

- 平成 27 年 2 月 24 日（火） 午後 6 時～午後 6 時 40 分

(4) 開催場所

① 二戸市

- 二戸市浄法寺総合支所 2 階会議室（岩手県二戸市浄法寺町下前田 37-4）

② 一戸町

- 一戸町コミュニティセンター 会議室（岩手県二戸郡一戸町一戸字砂森 117-2）

(5) 来場者数

来場者数は 5 名（二戸市：1 名、一戸町：4 名）

3 環境影響評価準備書についての意見の把握

法第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けたもの。

なお、法第 17 条の規定に基づき実施した準備書の記載事項を周知するための説明会においては、環境保全の見地からの意見はなかったもの。

(1) 意見書の提出期間

平成 27 年 2 月 6 日（金）から平成 27 年 3 月 23 日（月）まで

（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送受付は当日消印有効としたもの。）

(2) 意見書の提出方法

① 岩手県企業局業務課への郵送による書面の提出

② 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函

[別紙 4-1~別紙 4-2 参照]

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 3 件（郵送によるもの）

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

法第19条に基づく準備書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

【環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解 (1/3)】

動物（鳥類）・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>「表 7.1.7-10(1) 鳥類の確認種一覧」の中には我が国の天然記念物に指定されているマガンの観察が記録されている。</p> <p>マガンの東アジアでの繁殖地・越冬地、および渡りのルートは非常に限られており、従ってそれらのいずれの地域であっても生息の障害となりうる施設が設置されることは極めて憂慮されることと思われる。</p> <p>準備書の影響予測の項目には「対象事業実施区域は本種の主要な生息環境ではないため影響はないと考えられる」と記載されている。</p> <p>実際に当該地域はマガンの繁殖地でも越冬地でもない。</p> <p>しかし当該地域の上空での春期と秋期のマガンの渡りが今回の調査でも確認されていることにより、当該地域上空がマガンの群れの渡りのルートに含まれていることは明らかである。</p> <p>従ってマガンの生息環境でないという理由により当該地域における風力発電施設の影響を過少評価することは許されない。</p> <p>まずは当該地域における風力発電施設の建設延期と春季および秋季のマガンの渡りの飛行ルートや飛行高度等に関する調査継続によるデータの蓄積、および将来的にブレードの小さな風力発電施設の設置と渡りの時期における風力発電施設の運転停止を前提とした計画変更を強く要望したい。</p>	<p>マガンについては、春秋の渡りの時期に対象事業実施区域外の高空を小群が飛翔するのを確認した程度であり、対象事業実施区域がマガンの主要な渡りのルートではないと考えており、影響が軽微であると評価しています。</p> <p>また、23 ヶ月に亘る調査期間中、毎月の猛禽類及び一般鳥類調査のほか、春秋に集中的に渡り鳥調査を実施しており、対象事業実施区域周辺へのマガンの飛来状況の把握に必要なデータは得られたものと考えています。</p> <p>これらの状況から、現在の計画を変更することなく、建設を進めることが可能であるとと考えています。</p>

【環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解 (2/3)】

動物（鳥類）・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>今回の環境影響評価準備書の中では、調査結果により当該地域内で希少野鳥のオオジシギの繁殖が確認されたことに基づく風力発電施設設置場所の一部変更がなされたようである。</p> <p>この変更はオオジシギ保護の観点から見て妥当なものと思われる。</p> <p>しかし夜間や夜明け前日没後の観察調査が行われていないことなどの点で今回の調査結果には不備があり、これらの不明点を解明してからでないオオジシギの生息に及ぼす風力発電施設の影響を正しく評価することは難しい。</p> <p>実際にオオジシギについてはこの準備書の中でバードストライクの可能性が指摘されており、「影響予測結果には不確実性が大きい」とも述べられている。</p> <p>さらにこの件に関する対策として準備書 7-1-209 に「主要な生息環境と考えられるエゾノギンギン群落の保全および植生管理による風力発電施設から離れた場所への誘導」との対策案も示されている。</p> <p>しかしオオジシギに限らずあらゆる動植物の保護について言えることであるが、全体的な生態系の人為的移植は本質的には不可能である。</p> <p>従って当該地域におけるエゾノギンギン群落の管理や移植程度のことでオオジシギの生息地が他の地域に移動するような現象はほとんど起こりにくいであろう。</p> <p>また事前の影響が確認された場合には評価書に書かれているような「更なる環境保全措置」はほぼ無効であると思われる。</p> <p>従って、当該地域のオオジシギの生息範囲や生息行動を今後さらに詳細に調査し、生息地域の保護に必要な地域と認められる場所については風力発電施設の建設を取りやめる等の措置を講ずることを強く要望する。</p>	<p>オオジシギの調査については、本種の活動が活発となる日没前後から夜間において 19 日及び日の出前後の時間帯において 22 日、延べ 41 日観察を行い、出現頻度の高い位置の絞り込みを行うなど、行動内容の把握に努めています。</p> <p>また、オオジシギは草丈 30cm 程度の草原・湿地を好み、牧草地の管理・利用に伴う植生の変化に応じて生息域を移動することが分かっており、植生管理が風力発電施設から離れた場所に生息域を誘導する方法の一つとして有効であると考えています。</p> <p>これらの調査結果を踏まえて環境保全措置を効果的に実施することにより、現在の計画を変更することなく、オオジシギの生息環境への影響を低減できるものと考えています。</p> <p>なお、風力発電施設の運転開始後 1 年間、事後調査を実施し、オオジシギへの生息に著しい影響が確認された場合には、専門家の指導を得て、更なる環境保全措置を講じることとします。</p>

【環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解 (3/3)】

動物（鳥類）・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>「表 7.1.7-10(1) 鳥類の確認種一覧」の中には平成 25 年度秋にイヌワシが確認されたとの調査結果が示されている。</p> <p>しかし準備書の影響予測の項目には「対象事業実施区域は本種の主要な生息環境ではないため影響はないと考えられる」とも記載されている。</p> <p>イヌワシは我が国の絶滅危惧種に指定されていることを考慮するならば、限られた回数調査の際の出現頻度の高低や繁殖行動の有無にかかわらず「この地域の調査により確認された」という事実だけでもこの地区はイヌワシの生息にとって不可欠な地域であると認定され、然るべき保護が行われるべきである。</p> <p>特にイヌワシと風力発電施設の関係については、既に 2008 年に岩手県内の他地区の風力発電施設でのバードストライク被害が発生しており、風力発電施設が存在する環境の中で特にイヌワシの生息に影響を与える可能性の高いと思われる観光天文台から西岳・毛無森方面にかけての高地側の風力発電施設の設置を中止し、代わりにそれらを町営放牧場の低地にあたる北東部に施設を集中させること、および大型鳥類に対する影響が比較的小さいと考えられるブレードの小さな風力発電施設を設置するよう計画変更すること、の 2 点を強く要望する。</p> <p>同様の対策は希少猛禽類のクマタカについてもそのままあてはまる。</p>	<p>23 ヶ月に亘る調査期間中、イヌワシは事業実施区域内で 1 回、事業実施区域からかなり離れた場所で 1 回、計 2 回の飛翔を確認した程度であり、クマタカは事業実施区域内で 4 回、事業実施区域外で 6 回、計 10 回の飛翔を確認しています。</p> <p>イヌワシについては、対象事業実施区域周辺への出現頻度は低く、この区域周辺で生息している可能性は低いと考えており、イヌワシへの影響は極めて軽微であると評価しています。</p> <p>また、クマタカについては、森林を主要な生息環境にしていること、対象事業実施区域内への出現頻度が低いことから、風力発電施設への接近・接触の可能性は低いと考えており、クマタカへの影響についても極めて軽微であると評価しています。</p> <p>これらの状況から、現在の計画を変更することなく、建設を進めることが可能であると考えています。</p>

【岩手県報 第 11448 号 平成 27 年 2 月 6 日 金曜日 (目次 : その 1)】

■ 岩手県報 第11448号 平成27年2月6日 金曜日

.....目次.....

【規則】

- ◆ [就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則](#) (子ども子育て支援課)
- ◆ [幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則](#) (子ども子育て支援課)

【告示】

- ◆ [災害対策基本法の規定による指定地方公共機関の一部改正](#) (総合防災室)
- ◆ [地積を特に減じて換地を定める土地の指定](#) (農村建設課)
- ◆ [田野畑村復興整備計画に記載する地域森林計画区域の変更の案の縦覧](#) (森林整備課)
- ◆ [陸前高田市復興整備計画に記載する地域森林計画区域の変更の案の縦覧](#) (森林整備課)
- ◆ [陸前高田市復興整備計画に記載する保安林の指定の解除の案の縦覧](#) (森林保全課)
- ◆ [公共測量の実施](#) (建設技術振興課)
- ◆ [公共測量の実施](#) (建設技術振興課)
- ◆ [屋外広告物講習会の開催](#) (都市計画課)

【盛岡広域振興局長告示】

- ◆ [介護保険法の規定による指定居宅サービス事業を行う事業所の指定](#)
- ◆ [介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業を行う事業所の指定](#)

【県南広域振興局長告示】

【岩手県報 第 11448 号 平成 27 年 2 月 6 日 金曜日 (目次 : その 2)】

- ◆ [開発行為に関する工事の完了](#)
- ◆ [道路の区域の変更](#)
- ◆ [一般国道の供用の開始](#)

【沿岸広域振興局長告示】

- ◆ [土地改良区役員の退任\(小本川土地改良区\)](#)
- ◆ [道路の区域の変更](#)
- ◆ [県道の供用の開始](#)

【県北広域振興局長告示】

- ◆ [介護保険法の規定による指定居宅サービス事業を行う事業所の指定](#)
- ◆ [介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業を行う事業所の指定](#)

【公告】

- ◆ [高森高原風力発電事業\(仮称\)に係る環境影響評価準備書\(企業局業務課\)](#)
- ◆ [高森高原風力発電事業\(仮称\)に係る環境影響評価準備書の記載事項に関する説明会の開催\(企業局業務課\)](#)

【盛岡広域振興局長公告】

- ◆ [大規模小売店舗の変更の届出](#)

【特定調達公告】

- ◆ [一般競争入札の公告\(出納局\)](#)
- ◆ [一般競争入札の公告\(盛岡広域振興局経営企画部\)](#)
- ◆ [一般競争入札の公告\(県南広域振興局総務部\)](#)
- ◆ [随意契約の相手方の決定\(医療局医事企画課\)](#)
- ◆ [落札者の決定\(医療局業務支援課\)](#)
- ◆ [落札者の決定\(医療局業務支援課\)](#)
- ◆ [落札者の決定\(医療局業務支援課\)](#)
- ◆ [落札者の決定\(医療局業務支援課\)](#)

【選挙管理委員会告示】

- ◆ [政治団体設立の届出](#)
- ◆ [政治団体届出事項の異動届](#)
- ◆ [政治団体でなくなった旨の届出](#)
- ◆ [政治資金規正法第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出](#)

担当 : 総務部法務学事課 法務担当

電話 : 019-629-5050

FAX : 019-629-5049

E-Mail : AH0007@pref.iwate.jp

【岩手県報 第 11448 号 平成 27 年 2 月 6 日 金曜日（準備書作成公告）】

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した。

平成 27 年 2 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 岩手県
 - (2) 代表者の氏名 達増拓也
 - (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市内丸10番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 高森高原風力発電事業（仮称）
 - (2) 種類 風力発電所の設置の工事業
 - (3) 規模 最大出力25,300キロワット
- 3 対象事業が実施されるべき区域 二戸郡一戸町出ル町、女鹿及び奥中山地内
- 4 関係地域の範囲 二戸市及び二戸郡一戸町
- 5 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所 岩手県企業局業務課並びに二戸市役所、二戸市浄法寺総合支所及び一戸町役場
 - (2) 期間 平成27年2月6日から同年3月9日まで（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 6 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書の提出によりこれを述べることができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 平成27年3月23日
 - (2) 提出先 岩手県企業局業務課
 - (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 - ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見

【岩手県報 第 11448 号 平成 27 年 2 月 6 日 金曜日 (説明会開催公告)】

環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号) 第 17 条第 1 項の規定により、環境影響評価準備書の記載事項について、次のとおり説明会を開催する。

平成 27 年 2 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 岩手県
- (2) 代表者の氏名 達増拓也
- (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市内丸10番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 高森高原風力発電事業 (仮称)
- (2) 種類 風力発電所の設置の工事業
- (3) 規模 最大出力 25,300 キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域 二戸郡一戸町出ル町、女鹿及び奥中山地内

4 関係地域の範囲 二戸市及び二戸郡一戸町

5 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 平成 27 年 2 月 23 日 (月) 午後 6 時から 二戸市浄法寺総合支所 2 階会議室 (二戸市浄法寺町下前田 37 番地 4)
- (2) 平成 27 年 2 月 24 日 (火) 午後 6 時から 一戸町コミュニティセンター会議室 (二戸郡一戸町一戸字砂森 117 番地 2)

【インターネットによるお知らせ（岩手県ホームページ（その1））】

企業局

企業局

電気事業及び工業用水道事業を行っています。



お知らせ

企業局概要

経営情報

電気事業

工業用水事業

地域貢献への取組み

入札・契約情報

公募・イベント情報

キッズページ

新着更新情報

2月6日(金曜日)	新規 高森高原風力発電事業(仮称)環境影響評価準備書について
1月13日(火曜日)	新規 平成26年度クリーンエネルギー導入支援事業(二次募集)の交付決定について
12月1日(月曜日)	新規 岩洞第一発電所 見学停止期間のお知らせ
11月20日(木曜日)	新規 相去太陽光発電所の運転開始について
10月24日(金曜日)	更新 発電所の運転

県民の皆様へ

- ▶ [相去太陽光発電所が運転開始しました！](#)
- ▶ [胆沢第三発電所が運転開始しました！](#)
- ▶ [岩洞第一発電所 見学停止期間のお知らせ](#)
- ▶ [岩洞湖の紹介・湖面利用の際のお願い](#)
- ▶ [岩手県企業局イメージキャラクター「みずりん・みどりん」のご紹介！](#)
- ▶ [植物油\(菜種油\)を絶縁油に用いた変圧器を導入しました](#)

工業用水道ユーザーの皆様へ

- ・ 事故情報速報(現在のところ事故は発生していません。)
- ▶ [工業用水の料金体系](#)
- ▶ [工業用水の受水に係る事務フロー・諸手続](#)
- ▶ [工業用水水質状況](#)

このページに関するお問い合わせ

企業局 経営総務室 管理担当
 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1
 電話番号: 019-629-6377 ファクス番号: 019-629-6384
 [お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

Copyright (C) Iwate Prefecture Government All Rights Reserved.

【インターネットによるお知らせ（岩手県ホームページ（その2））】

高森高原風力発電事業(仮称)環境影響評価準備書について

ID番号 N32465 更新日 平成27年2月6日

岩手県では、一戸町高森高原で計画する大規模風力発電事業(25,300キロワット)について、この度、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「高森高原風力発電事業(仮称)環境影響評価準備書」(以下「準備書」という)を作成し、平成27年1月26日付けで経済産業大臣あてに届け出るとともに、関係する二戸市及び一戸町へ送付しました。

また、平成27年2月6日(金曜日)から準備書を縦覧するとともに、次のとおり説明会を開催いたします。

なお、準備書に関して、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、添付の「意見書の提出について(意見書様式添付)」をご参照のうえ、ご意見をお寄せくださるよう、お願いいたします。

準備書の作成

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1)名称 岩手県
- (2)代表者の氏名 達増 拓也
- (3)主たる事務所の所在地 盛岡市内丸10番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1)名称 高森高原風力発電事業(仮称)
- (2)種類 風力発電所の設置の工事の事業
- (3)規模 最大出力25,300キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域 二戸郡一戸町出ル町、女鹿及び奥中山地内

4 関係地域の範囲 二戸市及び二戸郡一戸町

5 その他 別添の準備書等をご参照願います。

(注)準備書及び要約書については、平成27年2月6日(金曜日)から平成27年3月23日(月曜日)までの期間、本ホームページにおいて閲覧可能(印刷不可)です。

(注)準備書で使用されている地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図及び数値地図200000(地図画像)を複製したものです(承認番号 平26情複、第721号)。

準備書の縦覧

1 場所

【インターネットによるお知らせ（岩手県ホームページ（その3））】

- (1) 岩手県企業局業務課発電所建設担当（盛岡市内丸11番1号）
- (2) 二戸市総合政策部政策推進課（二戸市福岡字川又47番地）
- (3) 二戸市浄法寺総合支所地域課（二戸市浄法寺町下前田37番地4）
- (4) 一戸町総務部まちづくり課（二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9）
- 2 期間 平成27年2月6日（金曜日）から平成27年3月9日（月曜日）まで（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

準備書の説明会の開催

1 二戸市

- (1) 日時 平成27年2月23日（月曜日）午後6時から午後8時まで
- (2) 場所 二戸市浄法寺総合支所2階会議室（二戸市浄法寺町下前田37番地4）

2 一戸町

- (1) 日時 平成27年2月24日（火曜日）午後6時から午後8時まで
- (2) 場所 一戸町コミュニティセンター 会議室（二戸郡一戸町一戸字砂森117番地2）

意見書の提出

- 1 提出期限 平成27年3月23日（月曜日）（郵送の場合、当日消印有効）
- 2 提出先及び提出方法
- (1) 郵送の場合 岩手県企業局業務課発電所建設担当まで（〒020-0023 盛岡市内丸11番1号）
- (2) (1)以外の場合 各縦覧場所に備え付けの意見書投函箱に投函（意見書様式は縦覧場所にもあります）
- 3 その他 添付の「意見書の提出について（意見書様式添付）」をご参照願います。

添付ファイル

高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書

利用上の留意事項

- ・準備書、要約書の著作権は事業者等が所有しています。
- ・著作者等の許諾を得ないで、複製、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うと著作権法違反になる場合がありますので、ご注意ください。

 [目次・第1章・第2章（PDFファイル 12.5MB）](#)

 [第3章第1節（PDFファイル 18.9MB）](#)

 [第3章第2節（PDFファイル 15.9MB）](#)

【インターネットによるお知らせ（岩手県ホームページ（その4））】

-  [第4章・第5章・第6章 \(PDFファイル 1.8MB\)](#)
-  [第7章第1節1～6 \(PDFファイル 6.1MB\)](#)
-  [第7章第1節7前半 \(PDFファイル 23.5MB\)](#)
-  [第7章第1節7後半 \(PDFファイル 28.1MB\)](#)
-  [第7章第1節8～9 \(PDFファイル 22.3MB\)](#)
-  [第7章第1節10～13～第4節・第8章・巻末資料 \(PDFファイル 10.9MB\)](#)

高森高原風力発電事業(仮称)準備書要約書

-  [表紙・目次・第1章・第2章・第3章・第4章・第5章・第6章・第7章第1節1～6 \(PDFファイル 17.4MB\)](#)
-  [第7章第1節7～第4節 \(PDFファイル 27.8MB\)](#)

意見書

-  [意見書の提出について\(意見書様式添付\) \(PDFファイル 360.0KB\)](#)

このページに関するお問い合わせ

企業局 業務課 発電所建設担当

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1

電話番号: 019-629-6401(内線番号: 6401) ファクス番号: 019-629-6404

 [お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

【広報にのへ -お知らせ版- 2015.2.15 No.220】

**風力発電事業の環境影響評価
準備書の縦覧および説明会を
行います**

県企業局は、一戸町の高森高原で計画を進める「高森高原風力発電所(仮称)」について、環境影響評価の結果をまとめた「環境影響評価準備書」の縦覧および説明会を行います。
縦覧期間 3月9日(月)までの午前8時30分～午後5時(土日を除く)

場所 市役所政策推進課および浄法寺総合支所地域課

意見書の受付 3月23日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書投函箱へ投函ください。

説明会開催日時 2月23日(月)午後6時～8時

場所 浄法寺総合支所2階会議室
問い合わせ先 岩手県企業局業務課
 (☎ 019-629-6401)

【広報いちのへ Feb.2015 No.631】

**高森高原風力発電所の環境影響
評価準備書の縦覧と説明会**

県企業局が高森高原で計画している「高森高原風力発電所(仮称)」について、環境影響評価の結果をまとめた「環境影響評価準備書」の縦覧と説明会を行います。

○準備書の縦覧

■縦覧期間 3月9日(月)まで
8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所 役場まちづくり課

■意見書受付

縦覧場所備え付けの意見書投函箱へ

■意見書受付期間 3月23日(月)まで

○説明会

■日時 2月24日(火)18:00～20:00

■場所 コミュニティセンター 会議室

☎ 岩手県企業局 ☎ 019-629-6401

【「高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」に対する意見書の提出について】

高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書

に対する意見書の提出について

1. 高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書について環境の保全の見地から意見をお持ちの方は、どなたでも意見書を提出することができます。
2. 意見書には、意見書を提出される方のご氏名およびご住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）、環境の保全の見地からの意見を日本語で記載してください。
3. 意見書を提出される場合は、本ファイルに添付している意見書様式または縦覧場所に備え付けの意見書用紙をご利用ください。
4. 意見書の提出は、下記送付先にご郵送いただくか、縦覧場所に備え付けの意見書投函箱に投函してください。縦覧場所は、下記に示す4か所となります。
＜送付先＞
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号
岩手県企業局 業務課 発電所建設担当 宛

＜縦覧場所（意見書投函箱設置場所）＞
 - ・岩手県企業局 業務課
 - ・二戸市役所 総合政策部政策推進課
 - ・浄法寺総合支所 地域課
 - ・一戸町役場 総務部 まちづくり課
5. 意見書の提出期限は、平成27年3月23日（郵送の場合は当日消印有効）です。

【「高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」に対する意見書様式】

(No. /)	
「高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」に対する意見書	
平成 年 月 日提出	
項 目	記入欄
氏名 <small>（法人その他の団体にあつては、法人・団体名、代表者の氏名）</small>	
住所 <small>（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	〒
意見の項目※ 準備書についての環境の保全の見地からの意見 <small>（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）</small>	

※意見の項目の例
 環境全般、大気質、騒音、低周波音、振動、水質、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、電波障害、その他

【備考】
 1. 意見書： 環境影響評価法施行規則第12条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。
 なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。
 その際は、意見書右上の(No.)にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
 2. 宛 先： 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1 岩手県企業局 業務課 発電所建設担当 宛
 3. 提出期限： 平成27年3月23日（郵送の場合は、当日消印有効）
 4. ご 注 意： この用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。なお、ご記入いただいた意見の内容によっては、公表する可能性がありますので予めご了承ください。